

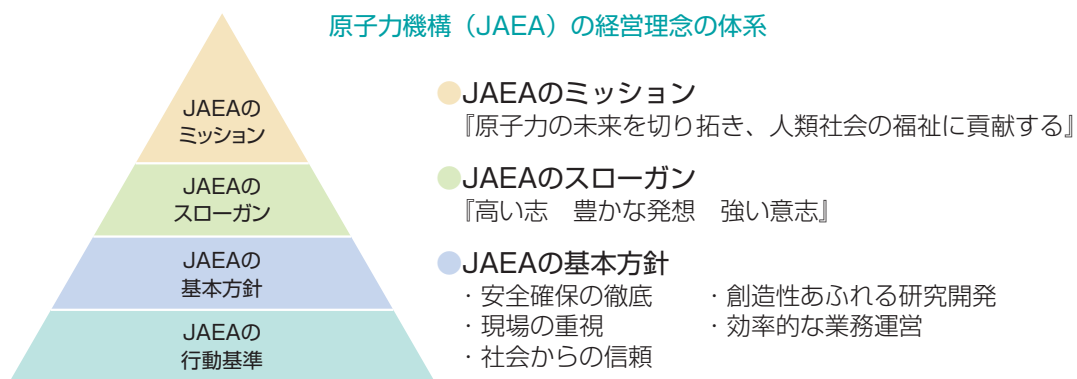
経営理念

原子力機構は、我が国唯一の原子力の総合的な研究開発機関として、安全確保を大前提とし、原子力により国民の生活に不可欠なエネルギー源の確保を実現すること及び原子力による新しい科学技術や産業の創出を目指して、その基礎・基盤から応用・実用化までの研究開発を行うとともに、その成果等の普及を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に寄与することを目的としています。

経営理念

http://www.jaea.go.jp/about_JAEA/philosophy.html

原子力機構は経営理念を階層構造で体系化して規定しており、設立目的とミッション（果たすべき役割）を踏まえ、役職員の業務運営の規範とするとともに、経営姿勢を表明します。



独立行政法人日本原子力研究開発機構「行動基準」

■安全確保の徹底

- 一. 私たちは、社会の人々の安全確保を第一に行動します。
- 一. 私たちは、事故の未然防止、影響緩和及び再発防止に努めます。また、万一、事故や災害が発生した場合には、迅速かつ的確な措置と復旧に努めるとともに、透明性の高い情報提供を行います。
- 一. 私たちは、安全確保のための品質保証活動に継続的に取り組みます。
- 一. 私たちは、省エネルギー、省資源、廃棄物の低減を図り、環境保全に努めます。

■創造性あふれる研究開発

- 一. 私たちは、原子力機構の使命を自覚し、その達成に全力を尽くします。このため、常に研鑽を重ね、専門能力を磨き、創意工夫と革新的技術を駆使して競争力のある研究開発に挑戦します。
- 一. 私たちは、原子力の平和利用のため、世界と交流し、国際社会をリードし貢献します。
- 一. 私たちは、チャレンジ精神を発揮し、仕事を通じて自己実現を目指します。
- 一. 私たちは、社会及び産学官との対話と連携を密にし、研究開発成果の移転や実用化を積極的に進め、社会の発展に貢献します。

■現場の重視

- 一. 私たちは、成果を生み出す研究開発の現場を大切に、研究開発の推進と施設の安全確保の両立を目指します。
- 一. 私たちは、一人一人の人格や個性を尊重し、安全で、明るく働きやすい職場づくりに、また、新しいことに果敢に挑戦する風土づくりに努めます。

■効率的な業務運営

- 一. 私たちは、国民の負託により業務を行っていることを認識し、自ら事業の選択と経営資源の集中を行い、効果的・効率的な業務運営に努めます。
- 一. 私たちは、常に経費の効率的な運用と適正な管理に努めます。

■社会からの信頼

- 一. 私たちは、法令、内部規定等のルール、企業倫理を遵守します。
- 一. 私たちは、取引先、地域社会、国際社会等と取り交わした契約や約束を誠実に履行します。
- 一. 私たちは、社会とのコミュニケーションを通じ、業務の透明性の向上に努めるとともに、説明責任を果たします。
- 一. 私たちは、広く成果を公開し、社会の評価を仰ぎます。
- 一. 私たちは、一人一人が原子力機構の一員であると同時に、社会の一員であることを自覚し、常に良き社会人として誠実に行動します。

中期計画

原子力機構は、主務大臣（文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会）から指示された中期目標に基づいて作成した中期計画に沿って事業を進めています。2014年度は第2期中期計画（2010年4月1日～2015年3月31日）にしたがって業務を推進しました。2015年度からは、第3期中長期計画（2015年4月1日～2022年3月31日）にしたがって業務を推進していきます。

第2期中期計画

<http://www.jaea.go.jp/01/pdf/keikaku22.pdf>

第2期中期計画では、「もんじゅ」をはじめとする原子力エネルギーに関する研究開発を中心に、第1期中期計画にて主要4事業（「高速増殖炉サイクル研究開発」、「高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発」、「核融合研究開発」、「量子ビーム応用研究開発」）と位置付けた事業への重点化を継続しつつ、すべての研究開発事業について一層の効率化を進めます。また、福島第一原子力発電所事故からの復旧対策、復興に向けた取組への貢献を重要事業と位置付け、我が国唯一の総合的な原子力研究開発機関として、積極的に取り組んでいきます。

第2期中期計画において、原子力機構の業務を定める「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は以下の9項目です。

- ①安全を最優先とした業務運営体制の構築
- ②福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発
- ③エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発
- ④量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発
- ⑤エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成
- ⑥原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動
- ⑦自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発
- ⑧放射性廃棄物の埋設処分
- ⑨産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動

次に「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」は以下の3項目です。

- ①効率的、効果的なマネジメント体制の確立
- ②業務の合理化・効率化
- ③評価による業務の効率的推進

また、安全研究を含む基礎・基盤研究の推進、成果の産業利用の促進、国内外の原子力人材の育成等についても、総合的な原子力研究開発機関としての役割を果たしていきます。

業務運営に関しては、自らの原子力施設の安全確保の徹底、組織の内部統制・ガバナンスの強化、情報公開の徹底、立地地域との共生等を図り、さらに、原子力技術の実用化を目指すプロジェクト研究開発と基礎・基盤研究との効果的な連携を強化するとともに、大型原子力施設の運営管理、国内外の関係機関との連携が重要となるプロジェクト研究開発等におけるマネジメントの一層の強化を図っていきます。

業務の実績及び第2期中期計画に関する評価

http://www.jaea.go.jp/about_JAEA/business_plan.html

原子力機構は、主務大臣（文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会）による業務実績に関する評価を受けることとなっています。2014年度は、第2期中期計画の最終年度にあたるため、第2期中期計画全体を通じた評価も合わせて2015年度に受けることとなっています。この評価結果については、原子力機構のホームページにて公開しますのでご覧ください。

国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針

- 目標・評価の指針の策定
2014年9月2日、総務大臣は、第186回国会で成立した「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(2014年法律第66号)」(以下、「改正法」という。)の規定に基づき、目標・評価に関する政府統一的な「指針」として、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を決定しました。
- 国立研究開発法人
改正法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う「中期目標管理法人」、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う「国立研究開発法人」及び単年度の目標管理により事務・事業を行う「行政執行法人」の3つに分類されました。
- 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイント（総合科学技術・イノベーション会議）
【全体事項】
 - ・ 目標の策定及び評価の第一目的は、「研究開発成果の最大化」(国立研究開発法人の第一目的)。
 - ・ 「研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等)」を踏まえた適切な目標の策定及び評価。
 - ・ 科学技術イノベーション政策等を踏まえた目標の策定と評価の実施。
- 【目標の策定】
 - ・ 「研究開発成果の最大化」に向けて、国や社会におけるアウトカム創出への貢献を目指す目標等を策定。
 - ・ 「主務大臣」、「国立研究開発法人」、「研究開発に関する審議会」が、三位一体となってしっかりと練り上げた目標・計画を策定。
 - ・ 目標・計画の策定時に、研究開発の特性を踏まえた適切な評価軸を設定。
- 【評価】
 - ・ 「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」双方の観点を両立。
 - ・ 目標策定時に設定した評価軸を基本として、定量的評価、定性的評価を適切に組み合わせ、総合的に評価。
 - ・ 好循環の創出を促す(フィード・フォワード)評価を行い、評価結果は、研究開発成果最大化の取組や、業務運営の改善等に活用。

第3期中長期計画

<http://www.jaea.go.jp/01/pdf/keikaku27.pdf>

独立行政法人通則法の改正に伴い、原子力機構は2015年度から国立研究開発法人と位置付けられ、我が国における原子力に関する唯一の総合的な研究開発機関として、従来の5年間の中期計画期間から7年間の中長期計画期間に延長し、より長期的な課題に取り組んでいきます。また、自らの研究開発成果の最大化を図ることはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、原子力の革新的科学技術を創出し、社会に実装する中継的役割を果たすとともに、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献できるよう取り組んでいきます。

いかなる事情よりも「安全を最優先」とした業務運営のため、法令遵守はもとより、全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底し、組織としての定着を図り、安全を最優先とした組織体制の在り方について不断に見直しを図ります。また、安全文化及び核セキュリティ文化の醸成に不断に取り組み、施設及び事業に関わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底します。

「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定。)や「第4期科学技術基本計画」(2011年8月閣議決定。)等の国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策等を踏まえて、第3期中長期計画において原子力機構の業務を定める「研究の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は以下の8項目です。

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発
- ② 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究
- ③ 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動
- ④ 原子力の基礎基盤研究と人材育成
- ⑤ 高速炉の研究開発
- ⑥ 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等
- ⑦ 核融合研究開発
- ⑧ 産学官との連携強化と社会からの信頼確保のための活動

業務の実施に当たっては、経営機能を強化し内外の情勢変化に応じた機動的・弾力的な経営資源配分を図ります。また、部門制におけるガバナンス・内部統制の効果的な運用を図るとともに、適切な経営管理サイクルにおいて業務の質の継続的改善に取り組めます。さらに、機構改革に盛り込まれた組織・業務改革への取組の着実な定着を図っていきます。安全を最優先とした上で効率化を図るとともに、積極的な情報の提供・公開等を継続し、社会や立地地域の信頼の確保等に取り組めます。また、保有する施設を安全かつ安定的に稼働させるため、原子力施設に係る新規制基準への対応を計画的かつ適切に進めていきます。